

ケアハウスベに花の郷重要事項説明書

<令和 6 年 4 月 1 日 現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-729-1177 (10時～16時まで)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ケアハウスベに花の郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類 ケアハウスサービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	ケアハウス ベに花の郷
所在地	〒363-0008 埼玉県桶川市坂田516番地1

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	1名(1)		サービス管理全般	1名(1)
事務員	1名()	名()	事務管理全般	1名()
生活相談員	1名()	名()	生活上の相談等	1名()
介護職員	1名()	1名()	日常介護業務等	2名()

() 内は男性再掲

(4) 施設の設備の概要

定員		30名	食堂	1室
居室	1人部屋	26室	談話室	1室
	2人部屋	2室	相談室	1室
浴室	一般浴槽と個室浴槽が あります。		娯楽室	1室
			洗濯室	1室

3 サービス内容

①生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

②食事の提供…食事時間等は次のとおりです。

朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 17:30～18:30

原則、食堂においておとりいただきます。

- ③入浴準備…入浴時間は、女性は13時～18時・男性は15時～18時とする。
ただし、在宅サービス利用者は、男性風呂13時～15時とする。
- ④緊急時の対応
…体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。
- ⑤安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑥その他のサービス
…ケアハウスに基づいて必要とされるサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービス等の内容によっては、別途料金がかかります。
- ⑦その他…福祉サービス第三者評価は、実施しておりません。

4 保証金

- ① 入居契約時に、保証金(リフォーム代相当)として30万円をお預かりいたします。
- ② この保証金は、無利息であり償却していくものではなく、月々の利用料が支払えなくなった場合の充当金として、また、ご契約者の退去時もしくは造作等による原状回復が発生した場合のリフォームの費用としてお預かりするものです。
※退去時に現状回復費及び利用料未払い分を除き残金を返金致します。
※退去時の現状回復とは、壁、床、ジュータンの交換とリフォーム、クリーニングを行います。その他、居室内にある設備の交換もご使用の状態に応じて行います。一般の賃貸住宅の契約及びリフォームの考え方とは異なりますので、入居期間に関わらず原状回復の観点からリフォーム、クリーニングを行います。

5 利用料金

- ① 利用料については、国の定める基準に従って、生活費、事務費、管理費を合算した額を請求するものとする。
- ② 入居者の使用にかかわる電気、ガス、水道、電話等の利用料を請求するものとする。共用設備にかかる光熱費を請求するものとする。
- ③ 外泊・入院等で、10日以上いない場合は、11日目から食事代800円返金いたします。
- ④ 特別なサービスに要する費用は、別途料金がかかります。

6 支払方法

月額の利用料等を毎月15日までに翌月分として支払うものとする。但し、利用料(光熱水費等)については、当月分を翌月の15日までに支払うものとする。

7 料金の変更等

国の定める基準に改正もしくは変更が生じた場合、それに基づき料金を改定するものとする。

8 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険

利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族・保険者への連絡を行うとともに、事故の発生または、その再発防止のために下記のことを行います。

- ① 事故が発生した場合の対応、事故の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- ② 事故が発生した場合または、それに至る危険性がある事態が起きた時にその事故の事実を報告し、改善策について周知徹底を図る体制を整備します。
- ② 事故発生防止のための委員会及び職員に対して研修を定期的に行います。

10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。 防火責任者：管理者 野本邦夫
- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

11 施設の苦情窓口

苦情解決責任者	施設長 野本邦夫	電話	048-729-1177
苦情受付担当者	生活相談員 渡辺理恵	電話	048-729-1177

第三者委員	高橋富雄	電話 048-728-4918
第三者委員	野村佳子	電話 048-728-0140

1.2 行政機関その他の苦情相談窓口

桶川市 高齢介護課	電話 048-786-3211
埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話 048-824-2568

1.3 協力病院

埼玉県中央病院	電話 048-721-3692
---------	-----------------

令和 年 月 日

ケアハウス入居にあたり、入居者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

所在地 埼玉県桶川市坂田516番地1
 名称 社会福祉法人 明和会 印

説明者 ケアハウスべに花の郷
 施設長 野本 邦夫 印

説明者 印

私は、本書面により、事業者からケアハウスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

入居者 住所
 氏名 印

(身元保証人) 住所
 (続柄) 氏名 印